福知山市農業者販路開拓事業のご案内

福知山市では、市内で生産された農産物やその農産物を使用した加工品の 販路拡大、商品開発等を目指す農業者を支援します。

補助対象となる方

- ●福知山市に居住または事業所のある農業者、農事組合法人、農産物の生産を 行う法人その他農業者の組織する団体で、稼げる農業者育成講座を1回以上 受講された方。
 - ※稼げる農業者育成講座…本市が開催する販路開拓、農業経営等の講座

補助対象経費

- ●新たに実施する取組で、以下に該当する経費。(詳細は裏面へ)
 - ・新たなチラシ、パンフレット、ホームページの作成または商談会への出展
 - ・新商品の開発
 - 新たな販売手法の導入(Eコマース、移動販売、テイクアウト等)
 - ・既存商品のパッケージの改良
 - ※交付決定後に着手し今年度内に完了できるもの。

補助金交付単価

- ●補助対象経費の2分の1以内 上限額250,000円
- ※予算の範囲内で実施しますので、予算額を超過した時点で受付を締め切ります。

【お問い合わせ先】福知山市産業政策部農林業振興課(電話:24-7044)

補助対象経費 詳細

費目	内容	備考
原材料費	試作品の開発又はマーケティン グ用に必要な原材料の購入に係 る経費	新商品の試作、マーケティング又は試 験販売に要するものに限る。
消耗品費	取得金額が10万円(税込)未満の物品の購入に係る経費	一般事務品(文房具等)や汎用性の高い物品(パソコン等)、食関連事業者が一般的に具備すべき物品(調理器具、什器、冷蔵庫等)の購入は、補助対象としない。
使用料· 賃借料	機器や会場等の借上げに必要な 経費	パソコン、コピー機など汎用性の高い 物品は、補助対象としない。
通信運搬費	新商品の試作品等の運送に係る 経費	切手購入費、電気代、電話代、インタ ーネット利用料等は、補助対象としな い。
広告宣伝費	新商品・メニュー等のチラシ、 パンフレット、ホームページ等 の作成や商談会の出展に係る経 費	本事業で新たに実施する取組以外が大 半を占める者(自社商品全体のパンフ レット・ホームページ等)は、補助対 象としない。
役務費	衛生検査、ネットショップの出 展登録等に係る経費	ネットショップの商品ごとの販売手数 料は、補助対象としない。
委託費	試作品製造の部分委託、パッケ ージデザイン、市場分析、専門 相談等に係る経費	税理士、弁護士等の費用又は本補助金 の申請に係る代行経費等は、補助対象 としない。
設備整備費	取得金額が10万円(税込)以上の物品(機械等)の購入に係る経費	汎用性の高い物品(自動車、パソコン、コピー機等)や食関連事業者が一般的に具備すべき物品(調理器具、什器、冷蔵庫等)の購入は、補助対象としない。 中古品は、補助対象としない。